

# 小型船舶操縦免許証 更新・失効再交付講習会

## ◎ 更新講習会について

船舶操縦免許証の有効期間内の方が対象です。所要時間は、身体検査と講習で約1時間半です。

## ◎ 失効再交付講習会について

船舶操縦免許証の有効期限が過ぎた方が対象です。所要時間は、身体検査と講習で約2時間半です。

## ◎平成30年度 10月～12月期の日程表

講習区分	講習日	開始時間	講習地と講習会場	申込締切
更新・失効	10月13日(土)	18:00～	青森県八戸市:八戸水産会館3階	10月5日
更新・失効	11月3日(土)	18:00～	青森県八戸市:八戸水産会館3階	10月26日
更新・失効	12月1日(土)	18:00～	青森県八戸市:八戸水産会館3階	11月22日

- ※ 申込受付後、講習前に当方から通知は致しません(書類に不備がある場合のみ、連絡致します)。各自お申込み内容を確認の上、講習日時に会場へお越し下さい。
- ※ 各回講習開始時刻の30分前に開場・受付を始めます。尚、予告なく日程の変更・中止となる場合がございますので予めご了承ください。

## 締め切り日までに申込み(必要書類を全て提出)してください。

講習は完全予約制で、**事前の申込みが必要です**。受講申込書に記入の上、**裏面に記載のある必要書類を全て揃えて、締め切り日必着で郵送又は持参にて提出**してください。

## 講習日当日は・・・

船舶免許証(事前に提出した方を除く)と受講料(事前に入金をした方を除く)を現金で持参してください。釣り銭のないようご協力をお願いいたします。

## 新しい免許証の受け取りは・・・

更新された免許証は、講習終了後2週間前後で出来上がります。

免許証の受け取りは、郵送(別途360円申し受けます)または当教習所事務所で受け取ることができます。直接受け取りをご希望の方には、免許証ができ次第ご連絡いたしますのでご来所ください。

登録更新講習・失効再講習実施機関：株式会社八戸小型船舶教習所

〒 031-0822 青森県八戸市大字白銀町字三島下95 八戸水産会館4階1号

電話 0178-34-4963

FAX 0178-34-4964

◆更新・失効等 申込時必要書類（講習当日ではなく、事前に提出が必要です）◆

下記必要書類をすべて揃えて、締め切り日までに到着するように郵送するか持参してください。

※写真のサイズ間違いで再提出となるケースが非常に多くなっています！ 申込前に今一度ご確認ください。

◎必要書類詳細		更新・失効	訂正	滅失
受講申込書	指定のもの	1通	1通	1通
住所変更等がある方は本籍地記載の住民票（マイナンバーの記載の無いもの）	○住所・氏名・本籍地の変更がある方。 ○縦型・三つ折りの免許証をお持ちの方。 ○市町村合併等による住所変更がある場合。	住所変更がある方のみ 1通	1通	1通
写真（6ヶ月以内に撮影したもの）裏面に名前を記入	サイズ・縦 45 mm×横 35 mm（上半身・正面・無帽・無背景）注：ご自分で現像した画像が粗く不可と思われる写真は撮り直していただきます。	2枚	1枚	1枚
委任状（申込書の書き方を参照）	受講申込書の下部の欄が委任状となっています。署名捺印し、切り取らずに提出。	1通	1通	1通
操縦免許証のコピー又は操縦免許証原本	コピーを提出する場合は、A4 用紙使用（白黒コピーで可）。用紙の真ん中へコピー（免許証番号が途切れないように）し、その用紙をそのまま切り取らずに提出。失効（有効期限が過ぎている）の方は、免許証原本を提出。	コピー1通 あるいは免許証の原本	1通	—
自動車運転免許証等（ご本人確認ができるもの）		—	—	1通

◆費用◆・・・受講料は講習日当日持参してください。

単位：円

申請内容	受講料		法定印紙代	海 事 手数料	合 計 料 金 (消費税込)
	受講料	身体検査料			
① 更新	3,340	730	1,350	2,580	8,000
② 失効再交付	8,060	840	1,250	4,200	14,350
③ 記載訂正（本籍・現住所・氏名等）	—	—	1,250	1,900	3,150
④ 滅失（めっしつ）紛失した場合	—	—	1,250	2,900	4,150
⑤ 更新＋記載訂正（①＋③）	3,340	730	1,350	4,480	9,900
⑥ 更新＋滅失（①＋④）	3,340	730	1,350	5,480	10,900
⑦ 失効再交付＋記載訂正（②＋③）	8,060	840	1,250	6,100	16,250
⑧ 失効再交付＋滅失（②＋④）	8,060	840	1,250	7,100	17,250
⑨ 記載訂正＋滅失（③＋④）	—	—	1,250	4,800	6,050

◆ 免許更新の方◆

有効期限の1年前から更新講習が受けられます。1年前に受講しても有効期限は短縮されません。

有効期限ぎりぎりにならないよう、1ヶ月位余裕を持って講習を受講することをおすすめします。

◆ 免許失効中の方◆

有効期限が失効している（過ぎている）方は失効再交付講習を受講すると免許の効力が復活（有効になる）します。